

島田市告示第223号

島田市中心小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月3日

島田市長 染谷 絹代

島田市中心小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響等による原油価格の高騰等の影響を受けて、売上高又は営業利益が減少し、かつ、事業活動における燃料費及び光熱水費が増加した中小企業者等の経営負担を軽減することにより、事業活動の継続を図るため、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において給付金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所、店舗、工場等を有するもの
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、市内に病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設等を有するもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等であって、市内に事務所等を有するもの
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第7号に規定する協業組合であって、市内に事務所、店舗等を有するもの
- (5) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であって、市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を有するもの
- (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、市内に事務所等を有するもの
- (7) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に規定する事業を行う同法第72条の4に規定する農事組合法人であって、市内に事務所、集出荷場、ほ場等を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が別に定めるもの
(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和3年までに創業した中小企業者等（市内で現に事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営

む意思がある者に限る。)であって、次の要件に該当するものとする。

(1) 平成30年以前に創業した者にあつては、次の要件のいずれにも該当すること。

ア 令和3年10月から令和4年9月までの間の任意の1月の売上高又は営業利益が令和元年(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいう。以下同じ。)の同じ月の売上高又は営業利益と比較して20パーセント以上減少しており、かつ、比較した令和元年の同じ月の売上高が10万円以上であること。

イ 令和4年1月から同年10月までの間の任意の最大3月の燃料費及び光熱水費の合計額が前年の同じ月の燃料費及び光熱水費の合計額と比較して10万円以上増加していること。

(2) 令和元年以降に創業した者にあつては、市長が別に定める要件に該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年度に本市から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けようとする者又は受けている者は、交付対象者としなない。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、10万円とする。

2 給付金の交付は、一の交付対象者につき、1回とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、令和5年1月31日までに、中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 平成30年以前に創業した者にあつては、次に掲げる書類

ア 交付要件確認書(様式第2号)

イ 交付要件確認書に記載の売上高又は営業利益並びに燃料費及び光熱水費の金額が確認できる書類又はその写し

(2) 令和元年以降に創業した者にあつては、次に掲げる書類

ア 交付要件の確認に必要な書類として、市長が別に定めるもの

イ 創業した時期が確認できる書類又はその写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 給付金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求めがあった場合は、給付金の交付に係る書類を提出しなければならないこと。

(2) 前号の書類を整理し、給付金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(交付決定及び交付確定の通知)

第7条 市長は、給付金の交付を決定し、及び確定したときは、中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号)により給付金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第8条 給付金の交付の確定を受けた者が給付金を請求しようとするときは、前条に

規定する給付金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住所 } 法人にあっては、
その主たる事務所の所在地
氏名 } 法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名
電話番号

中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 交付申請額

円

2 添付書類

(1) 平成30年以前に創業した者にあつては、次に掲げる書類

ア 交付要件確認書（様式第2号）

イ 交付要件確認書に記載の売上高又は営業利益並びに燃料費及び光熱水費の金額が確認できる書類又はその写し

(2) 令和元年以降に創業した者にあつては、次に掲げる書類

ア 交付要件の確認に必要な書類として、市長が別に定めるもの

イ 創業した時期が確認できる書類又はその写し

(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

交付要件確認書

企業名等 _____

1 市内の事務所等の名称及び所在地

(1) 名称 _____

(2) 所在地 島田市 _____

2 中小企業者等の概要について

(1) 業種

(2) 資本金（又は出資金） 円

(3) 常時使用する従業員の数 人

(4) 創業年月 年 月

3 売上高又は営業利益について

(1) 選択した金額の種類

（ 売上高 ・ 営業利益 ）

(2) 令和3年10月から令和4年9月までの間の任意の1月の売上高又は営業利益
（令和 年 月分） 円

(3) 令和元年（平成31年）における(1)と同じ月の売上高又は営業利益
（ 年 月分） 円

(4) 売上減少率

$(3) - (2) \div (3) \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$

4 燃料費及び光熱水費について

(1) 令和4年1月から10月までの間の任意の最大3月の燃料費及び光熱水費の
合計額
（令和4年 月分） 円

(2) 令和3年における(1)と同じ月の燃料費及び光熱水費の合計額
（令和3年 月分） 円

(3) 燃料費及び光熱水費の増加額

(1) - (2) = _____円

様式第3号（第7条関係）

中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請があった中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付決定及び交付確定額 円

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市中心小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により中小企業者等燃料価格高騰等緊急対策給付金の交付の確定を受けた給付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

島田市長

住 所 (法人にあっては、
その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()
口座種別	普通 ・ 当座 ・ ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		